

清瀬の会 会則

(名称)

第一条 本会は、「清瀬の会」と称します。

(目的)

第二条 本会は任意加入の団体であり、住民相互の情報交換及び住民・行政間の連絡を行います

(令和2年6月20日総会にて以下に加筆修正)

本会は任意加入の団体であり、住民相互の情報交換及び住民・行政間の連絡を行い、且つ会員の相互扶助に努め、並に福祉の推進を図る事を目的とします。

(会費)

第三条 本会の会費は無料とします。活動により発生する経費は、有志者の寄付によって、これを賄います。

(令和2年6月20日総会にて以下に加筆修正)

本会の会費は無料とします。活動により発生する経費は、仙台市町内会育成奨励金及び有志者の寄付やご厚意・善意によってこれを賄います。

(会員資格)

第四条 本会の区域は、「仙台市青葉区作並字岩谷堂西」とし、同地区に居住または土地を所有するすべての者は会員とすることができます。

(令和2年6月20日総会にて以下に加筆修正)

本会の区域は、「仙台市青葉区作並字岩谷堂西」とし、同地区に居住または土地を所有し、本会の目的に賛同するすべての者は会員とすることができます。

(入退会)

第五条 本会に入会または退会するものは、その旨を運営ボランティアたる会員に文章で伝達しなければなりません。届けを受けた運営ボランティアは、遅滞なくその旨を運営事務局にて共有しなければなりません。

(会員資格の喪失)

第六条 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなします。

(イ) 第四条に定める区域より転出した時。

(ロ) 土地の所有権を移転した時。

(会名の使用)

第七条 本会会員は、有志者により活動を企画・計画することができます。以下の条件を守る場合には、会の名称、ネットワーク及び資産を使用して活動を行うことができます。但し、他の会員に対して活動への参加を強要してはなりません。企画者は、他会員の参加及び脱退を妨げてはなりません。

(イ) 企画内容を公開して、総会にて出席者の過半数の賛意を得ている。

(ロ) 前号に掲げる総会にて承認を得た活動の内容に変更のあった場合は、再度総会を行って、改めて前号の承認を得なければなりません。

(ハ) 活動開始後は、全ての業務内容を公開しなければなりません。その他請求のあった情報についても、会員からの開示請求に応じなければなりません。但し、プライバシー等、非開示とするに相当の理由のある情報は、その限りではありません。

(運営事務局)

第八条 本会の運営事務局は、有志ボランティア数名により構成し、次の各号に掲げる職務を協力して行います。

(イ) 会計 (ロ) 広報 (ハ) 総務 (ニ) 渉外

(代表者および本会の所在地)

第九条 本会の代表者は、前条に定めるところの有志ボランティア内から選出します。事務局の所在地は代表者の居住地とします。

(任期)

第十条 運営事務局を構成する有志ボランティア並びに代表者の任期は1年とし、通常総会にて信任を得ます。ただし、再任を妨げません。

(総会)

第十一条 総会は、通常総会及び臨時総会とします。総会の議事は、この会則にて別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決めます。賛否同数の場合は、事務代表者がこれを決めます。

(通常総会の開催)

第十二条 通常総会は、毎年五月に開催します。総会は、開催年四月一日時点における全会員の過半数の出席にて成立します。

(臨時総会の開催)

第十三条 臨時総会は、事務局が必要と認めるとき、又は総会員の5分の1以上の会員から会議の目的となる事項を示して請求があった時に開催します。なお、短期間での同一議題の動議など、開催に対して相当の疑義がある場合は、開催の必要性を事務局と協議します。

(委任)

第十四条 総会に出席できないものは、信任する会員への委任状の提出をもって、出席とみなします。委任状を受けた会員は、総会時にその旨を事務局へ届けなければなりません。

(個人情報の保護)

第十五条 本会運営事務局及び本会会員は、会員の個人情報を保全しなければなりません。やむを得ず収集した個人情報は、不必要となった時点で、遅滞なく適切に処理しなければなりません。

(会則の改廃)

第十六条 会則の設定、変更及び廃止は、総会の議決事項であり、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とします。

附則

この会則は、2019年10月07日より施行する。

2019年10月07日 制定